



2025年5月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ネ ッ ト ワ ー ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 畠 義 紀
(コード番号：5867 東証グロース)
問 合 せ 先 グローバルコーポレート部長 嶽 崎 洋 一
(TEL. 03-6826-6000)

自己株式の処分による当社社員への譲渡制限付株式（RS）付与のお知らせ

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年5月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 46,481株
(3) 処 分 価 額	1株につき991円
(4) 処 分 総 額	46,062,671円
(5) 処分先及びその人数並びに 処 分 株 式 の 数	当社社員 148名 46,481株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社社員（以下「付与対象者」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、付与対象者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭債権合計46,062,671円を付与し、当該金銭債権合計46,062,671円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は991円）、本自己株式処分として当社の普通株式46,481株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。

付与対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、付与対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたします。なお、本割当株式は、引受けを希望する付与対象者に対してのみ割り当てることとなります。

本契約の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本契約の概要等】

(1) 譲渡制限期間

2025年5月30日～2027年5月29日

(2) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役（又はこれに準ずる者）、又は社員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

- （３） 譲渡制限期間中に、付与対象者が任期満了、定年又は死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

付与対象者が、当社又は当社の子会社の取締役（又はこれに準ずる者）、又は社員のいずれの地位からも任期満了、定年その他当社取締役会が正当と認める事由（死亡による退任を含む。）により退任又は退職した場合には、付与対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を24で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

- （４） 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）に基づく譲渡制限が解除されないことが確定した時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、付与対象者が譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社の取締役（又はこれに準ずる者）、又は社員のいずれの地位からも任期満了、定年その他当社取締役会が正当と認める事由以外の事由により退任又は退職した場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当する場合、その他法令違反行為等を行った場合には、付与対象者が当該一定の事由に該当した時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

- （５） 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から当該組織再編等が承認された日を含む月までの月数を24で除した結果得られる数に、当該組織再編等が承認された日において付与対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

- （６） 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者が株式会社ＳＢＩ証券に開設する専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して株式会社ＳＢＩ証券との間において契約を締結している。また、付与対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。本払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年5月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値と同額である991円としております。これは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く、合理的な金額であると考えております。

以 上